

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄 運動公園前	天理駅	往27.4km (循環)	244日	732回		路線定期 運行	①	天理駅にて地域間 幹線系統「天理都 祁線」、「天理桜井 線」と接続	③
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公 園前・結崎駅	天理駅	往29.8km (循環)	244日	488回		路線定期 運行	①		③
		(3) 菅原	天理駅	憩の家外来 棟	菅原	往13.0km 復13.0km	358日	1074回		路線定期 運行	①		③
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 東エリア	天理駅	藤井町、上仁興町、下 仁興町、福住町、山田 町、長滝町	天理駅		240日	750回		区域運行	①		③
		(5) 西エリア	天理駅	小路町、中町、南六条 町、喜殿町、上総町、 小田中町、庵治町、嘉 幡町、荒崎町、福葉町	天理駅		220日	620回		区域運行	①		③
		(6) 南エリア	天理駅	杣之内町、萱生町、竹 之内町、乙木町、園原 町、檜垣町、遠田町、 海知町、武蔵町	天理駅		140日	250回		区域運行	①		③
		(7) 北エリア	天理駅	樺本町、中之庄町	天理駅		260日	950回		区域運行	①		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄 運動公園前	天理駅	往27.4km (循環)	244日	732回		路線定期 運行	①	天理駅にて地域間 幹線系統「天理都 祁線」、「天理桜井 線」と接続	③
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公 園前・結崎駅	天理駅	往29.8km (循環)	244日	488回		路線定期 運行	①		③
		(3) 菅原	天理駅	憩の家外来 棟	菅原	往13.0km 復13.0km	358日	1074回		路線定期 運行	①		③
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 東エリア	天理駅	藤井町、上仁興町、下 仁興町、福住町、山田 町、長滝町	天理駅		240日	750回		区域運行	①		③
		(5) 西エリア	天理駅	小路町、中町、南六条 町、喜殿町、上総町、 小田中町、庵治町、嘉 幡町、荒崎町、福楽町	天理駅		220日	620回		区域運行	①		③
		(6) 南エリア	天理駅	杣之内町、萱生町、竹 之内町、乙木町、園原 町、檜垣町、遠田町、 海知町、武蔵町	天理駅		140日	250回		区域運行	①		③
		(7) 北エリア	天理駅	樺本町、中之庄町	天理駅		260日	950回		区域運行	①		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

32年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄 運動公園前	天理駅	往27.4km (循環)	243日	729回		路線定期 運行	①	天理駅にて地域間 幹線系統「天理都 祁線」、「天理桜井 線」と接続	③
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公 園前・結崎駅	天理駅	往29.8km (循環)	243日	486回		路線定期 運行	①		③
		(3) 菅原	天理駅	憩の家外来 棟	菅原	往13.0km 復13.0km	358日	1074回		路線定期 運行	①		③
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 東エリア	天理駅	藤井町、上仁興町、下仁興 町、福住町、山田町、長滝 町	天理駅		240日	750回		区域運行	①		③
		(5) 西エリア	天理駅	小路町、中町、南六条町、 喜殿町、上総町、小田中 町、庵治町、嘉幡町、荒崎 町、稲葉町	天理駅		220日	620回		区域運行	①		③
		(6) 南エリア	天理駅	杣之内町、萱生町、竹 之内町、乙木町、園原 町、檜垣町、遠田町、 海知町、武蔵町	天理駅		140日	250回		区域運行	①		③
		(7) 北エリア	天理駅	襟本町、中之庄町	天理駅		260日	950回		区域運行	①		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。